

京 都 大 学 大 学 院 文 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第3条 入学候補者の決定は、研究科教授会で行う。 第3 転学、転部及び転専攻 第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、許可することがある。 2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、各専攻の学生定員を考慮し、研究科教授会の議を経て、許可することがある。 (後 略)	第3条 (同 左) 第2の2 長期履修 第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。 第3 転学、転部及び転専攻 第4条 } (同 左) 2 } 附 則 (令和8年達示第70号) この規程は、令和8年7月17日から施行する。